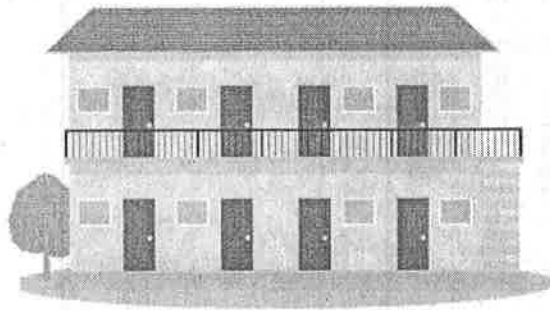


## 住居確保給付金

失業・休業・減収等で  
就職活動をされている方

家賃の補助を行なっています



裏面のチェック表でご確認下さい。

受付場所：長崎市社会福祉協議会  
（長崎市生活支援相談センター）  
長崎市上町1番33号

受付時間：9：00 ～ 17：00  
（土日祝日、年末年始は除きます）  
※長崎市の受付時間です。

電話：095-828-0028

※長与町、時津町在住の方は基準が異なります。  
詳しくは各町の社会福祉協議会へお問い合わせください。  
（長与町：095-883-7760 時津町：095-882-0777）

## 住居確保給付金 チェック表

住居確保給付金とは、就労能力及び就労意欲のある方のうち住宅を喪失している又は収入が減少し、賃貸住宅費が払えなくする可能性がある若しくは既に払えなくなっている方に対して一定の家賃の補助をすることにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。  
下記チェック表において、全てが「はい」、収入額、預貯金額も該当される方は必要な書類を準備のうえ申請して下さい。

|  | はい                   |                       |                       |                       |
|--|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|  | 単身世帯                 | 2人世帯                  | 3人世帯                  | 4人世帯                  |
| ① 離職・廃業をした日から2年以内、またははやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか  | はい                   | はい                    | はい                    | はい                    |
| ② 何人世帯ですか  | 単身世帯                 | 2人世帯                  | 3人世帯                  | 4人世帯                  |
| ③ 預貯金額は該当しますか (同居者分も含む)  | 48. 6万円以下            | 73. 8万円以下             | 94. 2万円以下             | 100万円以下               |
| ④ 収入額は該当しますか<br>(給与収入は交通費を除く総収入。)<br>同居者の収入(年金や手当等)も含む<br>金額に同じ金額または一部の支給※1<br>(5人以上の世帯はお尋ねください) | 8. 1万円以下             | 12. 3万円以下             | 15. 7万円以下             | 19. 4万円以下             |
|  | 8. 1万超～11. 7万円<br>未満 | 12. 3万超～16. 6万円<br>未満 | 15. 7万超～20. 4万円<br>未満 | 19. 4万超～24. 1万円<br>未満 |
| ⑤ 家賃支給上限額 (支給できる上限額です) ※2  | 11. 7万円超             | 16. 6万円超              | 20. 4万円超              | 24. 1万円超              |
| ⑥ 就職活動を行うことができず※3  | 3. 6万円               | 4. 3万円                | 4. 7万円                | 4. 7万円                |
| ⑦ 離職・休業等の前に世帯の中で最も収入が高かったですか   | はい                   | はい                    | はい                    | はい                    |
| ⑧ 住宅を喪失している又は喪失するおそれがありますか   | はい                   | はい                    | はい                    | はい                    |
| ⑨ 本人及び同居者が、国又は自治体の住宅支援のための給付等を利用していませんか (生活保護を含む)  | はい                   | はい                    | はい                    | はい                    |

※1 非該当及び一部支給の要件においては、実際の家賃額が支給上限額を下回る場合は収入要件が変わります。

※2 実際の家賃額が支給上限額を超えていた場合でも利用できますが、支給できる金額においては世帯数に応じた上限額の範囲での支給となります。

※3 申請後は、月1回の所定の書面による報告義務が課せられます。

### 【申請時に必要な書類】

- ① 本人確認書類・・・運転免許証、保険証、住民票等
- ② 収入関係書類・・・給与明細等の収入が分かる書類 (過去4か月分)
- ③ 預貯金関係書類・・・最新に記帳された世帯全員分の通帳等 (過去4か月分)
- ④ 不動産賃貸契約書
- ⑤ 離職関係書類 (離職者のみ)・・・離職後2年以内の分かる退職証明書等
- ⑥ 減収証明書類 (減収者のみ)・・・帳簿やシフト表など減収したことが分かる書類等

書類がそろい次第、長崎市社会福祉協議会に申請書類を郵送してください。